

豊橋市民病院職員食堂 運営事業者募集要項

令和 7 年 12 月 豊橋市民病院

豊橋市民病院において、指定する場所で職員食堂の管理運営を行う事業者を募集します。

1 当院概要（令和7年4月1日現在）

- (1) 施設名 豊橋市民病院（開設者 豊橋市長）
(2) 所在地 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50番地
(3) 病院の規模 病床数 800床（一般 780床、結核 10床、感染症 10床）
(4) 1日平均患者数
令和6年度 入院患者数 670人／日、外来患者数 1,965人／日
令和7年度 入院患者数 631人／日、外来患者数 1,902人／日
※令和7年度は4～8月の実績
(5) 職員数 約2,100人（委託職員等含む）
(6) 外来診療日等 外来診療日 土・日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
外来診察時間 8時30分から17時まで

2 事業の概要

- (1) 事業場所 当院診療棟3階職員食堂（位置図は別紙図面参照）

事業場所	占用面積 (m ²)						現座席数
	客席	厨房等	事務室	食品庫	更衣室	トイレ	
職員食堂	225.2	86.0	8.0	11.0	—	4.6	83席
合計 334.8							

- (2) 事業期間 令和8年度5月7日から（予定）

3 運営条件等

(1) 許可方法

指定場所の使用許可は行政財産目的外使用の方法で行い、使用許可期間は1年間（初年度は許可日より令和9年3月31日まで）としますが、運営状況が良好で、許可内容・条件等に違反がない場合には更新することができます。なお、運営事業者の見直しを行うため、更新は4回までとします。

ただし、豊橋市行政財産管理規則に基づく目的外使用許可の条件に違反した場合、又はその他当院に不利益を及ぼした場合は、使用許可を取り消すことがあります。なお、出店準備を大型連休中の令和8年4月29日（水）から5月6日（水）の間に行い、5月7日（木）から運営開始するものとします。ただし、4月30日（木）及び5月1日（金）の運営を代替する方法（臨時に営業、または弁当販売を行う等）をご提案ください。

なお、令和7年度時点の実施業者が引き続き業務を行う場合はこの限りではありません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日は原則として外来診療日とし、営業時間を11:00から15:00までとします。時間外の営業も提案により可能です。

(3) 営業形態

利用者が好きなものを取っていくセルフサービス方式とします。

(4) 取扱品目および売価目安等

下記に基づき自由提案とします。

- ・方針： 多種多様なメニューを日替わりで提供
- ・売価目安： 税込 600 円程度までとし、可能な限り安価に設定
(単品のものは相対的な売価設定とすること)
- ・メニュー： 以下の内容で自由提案とします。

①日替定食	少なくとも 2 種、うち 1 種は低カロリーのもの
②単品おかず	なるべく多種多様なもの
③麺類	うどん、そば、ラーメン、パスタ等
④カレーライス類	少なくとも 1 種
⑤サラダ類	少なくとも 1 種
⑥軽食類	少なくとも 1 種
⑦デザート、ドリンク類	
⑧日替弁当	少なくとも 1 種（配達用も兼ねる）

(5) 決済方法

- ・決済方法は電子マネー、スマートフォン決済等のキャッシュレスに対応するようにしてください。繰り返し入金可能なものであれば、プリペイドカードも可とします。なお、電子マネーの種類や規格に指定はありませんが、できるだけ多くの種類・規格に対応するようしてください。プリペイドカード等の仕様は不問としますが、カードの販売・精算・入金を行う機器（高額紙幣が使用可能なものとする）を店内に設置して管理運営してください。

(6) 内装、厨房設備、備品、食器類

- ・営業上必要となる基本的なものは揃えてありますので、現状使用が原則です。ただし、提案により増設や更新等を行うことも協議により可能とします。
- ・運営中に既設設備の不足や故障が生じた場合は、原則として病院がその費用を負担します。

(7) 光熱水費および使用料

- ・光熱水費は原則、病院が負担します。
- ・使用料は提案によるものとし、月ごとに支払うものとします。
※参考（現状） 月額 160,900 円（税込）
- ・売上に係る報告書を毎月提出していただきます。

(8) 費用負担区分について

費用負担区分は以下を基本とし、区分の困難なものは協議により決定するものとします。

ア. 改装費用	病院負担（事業者サービスに基づくものを除く）
イ. 設備関係費用	病院負担（事業者設置設備を除く）
ウ. 部屋清掃・警備	事業者負担（定期清掃を除く）
エ. 防虫・防鼠	病院負担（日常的なものを除く）
オ. ゴミ処理	病院負担（分別や指定場所へのゴミ運搬は事業者で行うこと）
カ. グリストラップ清掃	病院負担（日常的な清掃を除く）

(9) 災害協定

当院は災害拠点病院に指定されているため、災害等発生時においても病院機能を継続させる必要があります。したがって、災害等発生時における営業の継続等について、災害協定を別に締結することにご留意ください。なお、協定内容については提案によるものとします。

(10) サービスおよび留意事項等

- ・可能な限り安価で、美味しく、栄養バランスの取れた食事を提供してください。
- ・可能な限り偏りが無いようなメニュー配分をしてください。
- ・提供メニューについては、飽きの来ない工夫（イベントの開催等）をしてください。
- ・提供する食事についてはアレルギーと総カロリーの表示をしてください。
- ・営業時間内は可能な限り売り切れが無いようにしてください。
- ・職員向けとして、昼食用の弁当等の受注および配達をしてください。
- ・地産地消、地元優先雇用等の提案は加点項目とします。
- ・クレームや要望等については、意見箱を設置するなど利用者からの意見・要望を受けられる体制を構築し、意見等については当院に報告及び運営事業者で迅速かつ誠実に対応するとともに、意見や対応策を当院に報告してください。また、事故が発生した場合も速やかに当院へ報告するものとします。
- ・従業員の接遇研修を定期的に実施し、常に良好なサービスの提供に努めてください。
- ・当事業に関係のない第三者への利益誘導となる、又は当院に相応しくない広告の掲示を禁止します。また、当院利用者への過剰な販売勧誘も禁止します。
ただし、当院と協議し、当院が認める場合はこの限りではありません。
- ・当院から以下の事項について要請があった場合は、全面的に協力していただきます。
 - (ア)電気設備点検、法定点検及びその他の点検
 - (イ)施設の修繕・改修工事
 - (ウ)当院の行う避難訓練等
 - (エ)災害発生時や緊急時における当院からの指示
 - (オ)その他病院運営上必要な事項
- ・従業員は当院の駐車場を利用可能としますが、利用車両を当院へ報告することとします。また、当院が指定する区域のみ利用できるものとします。なお、1台につき年間 5,500円程度の費用負担が必要です。
- ・当院所有の備品等を許可なく第三者へ移転又は利用させることを禁止します。

- ・当院の施設、設備等を損傷した場合は賠償していただきます。第三者へ被害を与えた場合も同様です。
- ・廃棄物処理に関しては、別途当院指定の事業所と契約していただきます。ただし、指定場所への運搬は運営事業者で行ってください。廃棄物処理費用については無償としますが、それを踏まえた使用料の提案をお願いします。
- ・酒類その他病院の職員食堂として適さないものの販売提供は禁止とします。
- ・物品等の搬入・搬出時間及び経路については、当院の指示に従ってください。
- ・当院は敷地内禁煙です。
- ・行政財産目的外使用許可の条件に違反した場合、又はその他病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがあります。

4 応募資格

下記要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。

- (1) 法人であること。
- (2) 概ね 100 席以上の客席を有する食堂等における 3 年以上の営業経験を持つ者であること。
- (3) 職員食堂の業務にあたり、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）等関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (6) 参加意向申出書の提出日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 応募の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置領」による入札参加停止の期間がないこと。
- (8) 国税、都道府県税及び市区町村税が未納でないこと。
- (9) 事業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (10) その他募集要項に規定する条件等を遵守できること。

5 応募申込手続

本募集に参加しようとする方は、以下により応募申込みの手続をしてください。

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 7 年 12 月 24 日（水）までの
8 時 30 分から 17 時まで（厳守）

(2) 提出書類

- (ア) 正本 1 部、副本 9 部提出するもの
 - ・応募参加申込書（様式第 1～7）

- ・営業許可証（飲食業）の写し（申込者の実績として記載した場所のもの、1箇所分）
 - ・代表者経歴書、役員名簿（役職名、氏名（フリガナ）、生年月日、性別が掲載されたもの、様式は自由）
 - ・財務諸表（貸借対照表・損益計算書、各直近2事業年度分）
 - ・会社案内等（パンフレット等）、店舗案内 ※必須ではありません。
- (イ) 1部（コピー不可）を提出するもの
- ・登記事項証明書
 - ・国税及び地方税（都道府県及び市区町村）にそれぞれ滞納が無いことが分かる書類（1年分）

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出してください。

（4）提出先・連絡先

〒441-8570 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地
豊橋市民病院 診療棟3階 事務局 管理課 施設担当 まで
TEL (0532) 33-6365 FAX (0532) 33-6177

（5）運営事業者の審査と運営事業者候補者選定等

応募者から提出された書類に基づく資格審査と、資格審査合格者による企画提案（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、各提案内容、運営能力、施設使用料等について、総合的な評価により運営事業者候補者を選定します。審査項目の概要と配点は別紙評価基準を参照ください。

企画提案の開催日は、後日文書にてお知らせします。なお、応募業者が5者以上となった場合、資格審査で4者を選定（施設使用料や実績を選定材料とします）したうえで企画提案を行うこととします。

（6）書類作成上の注意

- ・応募参加申込書（様式第1～7）は必要な事項が記載されていれば、書式や用紙は原則として自由とします。ただし大きさはA4判とし、各様式の順番は変えないことを条件とします。また、提出する様式は全て片面刷りとし、簡潔な記述を心がけてください。なお、必要な事項が欠落していた場合、該当箇所の評価は行いません。
- ・応募参加申込書の添付資料（会社案内やメニュー表等）にページ数等の制限はありませんが、A4判で統一してください。
- ・会社案内は参考資料という位置付けであり、その他類する添付資料についても、項目以外の事項については、基本的に評価対象外とします。
- ・様式や求める資料以外の提出があっても評価の対象にはしませんので、必要な事項は全て様式内へ記載するようにしてください。特に、設置設備の仕様や図面、写真等について、様式内での記述でなく別紙で提出した場合評価対象とはしませんのでご注意ください。

6 説明会・質疑

(1) 現場説明会

現場見学および説明を下記のとおり開催します。出席を希望する場合は、様式第8「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、期日までに郵送またはFAXにより提出してください。なお、説明会に参加しなくても応募はできますが、応募予定の方は可能な限り出席をお願いします。郵送先およびFAX番号等は前項の応募書類提出先と同じです。

- (ア) 説明会日時 令和7年12月8日（月） 16時より
(イ) 説明会会場 豊橋市民病院 診療棟3階 職員食堂（別紙案内図参照）
(ウ) 申込書提出期限 令和7年12月8日（月） 正午まで
(エ) 申込先 5（4）提出先・連絡先に同じ又は下記電子メール送付先
(オ) 参加人数 各事業者2名まで

電子メール送付先：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

(2) 質疑等について

質疑等がある場合は、「質疑書」（様式第9）を電子メールにより提出してください。なお、提出の場合は、必ず確認の電話をしてください。

- (ア) 受付期間 令和7年12月1日（月）から12月11日（木）まで（必着）
(イ) 提出先 5（4）提出先・連絡先に同じ

回答は豊橋市民病院ホームページ上で公開（令和7年12月17日（水）を予定）します。

豊橋市民病院ホームページ <http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

7 その他

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類については、本募集に係る事項にのみ使用します。
- ・応募・提案に係る一切の費用は申込者の負担とします。
- ・提出後の追加・修正は認めませんが、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の内容について、確認又は問合せを行うことがあります。
- ・運営事業者候補者とは、別途「豊橋市民病院職員食堂運営事業に関する覚書」を締結します。
- ・運営事業者候補者と合意に至らなかった場合は、次順位の者を新たな候補者として手続きを行ふこととします。
- ・電子メール等の通信事故について、当院は一切の責任を負わないものとします。
- ・結果通知をした日から覚書締結の日までの期間において、運営事業者候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、覚書を締結しないものとします。なお、この場合、当院は一切の損害賠償の責を負いません。
- ・業務の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出してください。これを怠った場合は、運営事業者としない措置を講じことがあります。
- ・本要項において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ・次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして、当院の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請を行わなかった場合
- (イ) 運営事業者の決定から行政財産目的外使用許可申請までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合
- (ウ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合
- (エ) 運営事業者が応募者としての資格を失った場合
- (オ) 提出書類に虚偽の記載があった場合